

九州防衛局からのお知らせ

飛行場周辺における住宅防音工事で設置した防音建具の取り替え工事の希望届の受付について

国は、住宅防音工事で外部開口部に設置した防音建具（防音サッシ）について、その機能の全部又は一部を保持していない場合、これまでは80W以上の区域において希望届を受け付け、その取り替え費用を補助していましたが、平成25年12月27日から、**75W以上の区域において希望届を受付けることとしました。**

○ 希望届を受付ける補助対象区域

75W以上の区域（80W以上の区域は、従来どおり受け付けています。）です。

ただし、住宅防音工事実施後、増改築や模様替えにより防音区画が損なわれている場合など、補助の対象とならないことがありますので、ご注意ください。

※ **なお、希望者が多い場合は、工事の実施まで時間がかかります。**

○ 対象飛行場

芦屋飛行場、築城飛行場、目達原飛行場、新田原飛行場、鹿屋飛行場

○ 希望届の提出方法

所定の「住宅防音工事希望届」用紙に必要事項を記入の上、郵送にて九州防衛局に提出してください。

用紙は、当局で配布しているほか、当局ホームページ（<http://www.mod.go.jp/rdb/kyushu/>）からも入手することができます。

※ 飛行場周辺の住宅防音工事全般に関しては、当局のホームページに概要を掲載しておりますので、ご参照ください。

【問い合わせ先】

〒812-0013

福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号

福岡第二合同庁舎

九州防衛局 企画部 防音対策課

TEL：092-483-8824

住宅防音工事に関するご注意

- 一部工事請負業者による悪質（強引、巧妙）な勧誘が行われている、との苦情が寄せられています。**国が工事請負業者に勧誘を依頼することはありません**ので、ご注意ください。
- 工事請負業者との契約は、補助金の交付決定後に行っていただきますので、急いで工事請負業者を選ぶ必要はありません。